



福岡医発第897号(地)

平成18年 7月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 横倉 義武



「介護サービス情報の公表」制度の実施について

介護保険法の改正により、平成18年度より介護サービス事業者に対し情報の公表が義務付けられ、「介護サービス情報の公表制度」が実施される旨、福岡県保健福祉部介護保険課より別紙のとおり通知がありました。

本制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」をサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択する際の情報の提供を目的として実施され、介護サービス事業者に対し、毎年、情報の公表が求められるものです。

情報の公表にあたっては、事業者が公表しようとする情報を指定調査機関の調査員が現地にて事実確認を行い、その報告に基づいて指定情報公表センターである福岡県社会福祉協議会が公表します。

なお、本制度の概要は別紙のとおりですが、今年度においては下記の9サービスのみの実施となり、今後、全サービスに対象が拡大されます。

また、調査の日程等については、福岡県社会福祉協議会より各事業者に直接通知されます。

つきましては、本制度は介護保険法で定められた介護サービス事業者に対する義務となりますので、貴会におかれましても本件に関してご了知いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【平成18年度の対象事業者】

- ①訪問介護 ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④通所介護 ⑤特定施設入居者生活介護
⑥福祉用具貸与 ⑦居宅介護支援 ⑧介護老人福祉施設 ⑨介護老人保健施設

※ なお、本制度においては、各介護サービス事業ごとに福岡県保健福祉関係手数料条例で定められた以下の手数料を支払う必要があります。

○対象事業者 6万円(内訳 調査事務手数料:4.8万円 公表事務手数料:1.2万円)

○新規事業者 1.2万円(内訳 公表事務手数料:1.2万円)



小郡三井医師会より

担当理事 蒲池

18介第901号
平成18年7月18日

社団法人 福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部介護保険課長
(指導係)



「介護サービス情報の公表」制度の周知のお願いについて

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご配慮をいただき、深く感謝申し上げます。

介護保険法の改正により、平成18年度から介護サービス事業者に対し、介護サービス情報の公表が義務付けされました。

つきましては、貴会の会員の皆様にもこの制度について、周知していただきますようよろしくお願いします。

また、福岡県のホームページにも制度の概要や計画について、掲載しておりますので、そちらの方もご参照ください。

ホームページアドレス <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>



介護サービス情報の公表制度の概要

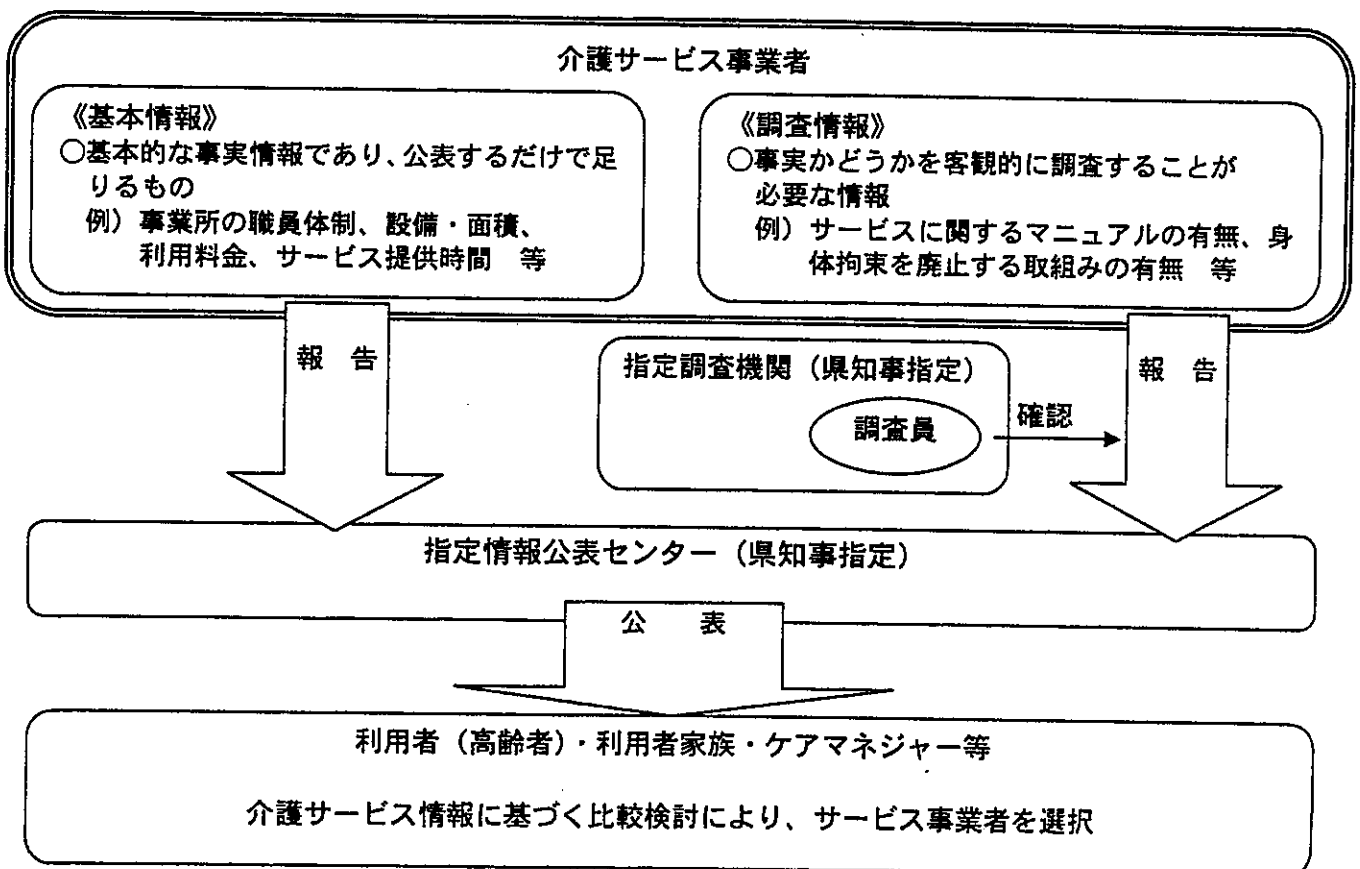
1 制度の趣旨

介護保険法の改正により、平成18年4月から、介護サービスを行っている事業者介護サービス情報の公表が義務付けられました。

この制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図ることを目的としています。

2 制度の概要

介護サービス事業者は、年に1回、指定情報公表センターに介護サービス情報を報告します。報告された介護サービス情報のうち、基本情報については報告された内容を、調査情報については報告された内容が事実かどうか、客観的な事実に基づいて指定調査機関が事実確認を行ったうえで公表します。



3 対象事業者

平成18年度は、次の9サービスが対象です。

ア 訪問介護、イ 訪問入浴介護、ウ 訪問看護、エ 通所介護、オ 特定施設入居者生活介護、カ 福祉用具貸与、キ 居宅介護支援、ク 介護老人福祉施設、ケ 介護老人保健施設

※1 ウの訪問看護の中には、介護保険法第71条第1項に基づき、健康保険法第63条第3項第1号による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があったとき（同法第69条に規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）又は同法第86条第1項第1号の規定による特定承認保険医療機関の承認があったときには、その指定又は承認の時に、当該病院、診療所等の開設者について、当該病院、

診療所等により行われる居宅サービスに係る介護保険法第41条第1項の本文の指定（以下「みなし指定」という。）も含まれます。

2 通所介護のうち療養通所介護、特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅に係るもの及び外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除きます。

3 既存の事業者で、前年度に受領した介護報酬の額（利用者負担額を含む。）が100万円以下の事業者は対象外です。上記対象サービス事業所を新たに開設しようとする事業者は、基本情報の報告が必要です。「みなし指定」である病院、診療所等も介護サービスを胎教しようとするときに基本情報の報告が必要です。

4 調査・情報公表事務の流れ

(1) 計画の策定

県は、毎年、「介護サービス情報の報告に関する計画」、「調査事務に関する計画」及び「情報公表事務に関する計画」を「介護サービス情報の公表制度に係る報告・調査・情報公表計画」（以下「計画」という。）として一体的に定め、公表します。

(2) 通知

指定情報公表センターは、計画に基づき対象事業者に報告書及び手数料納付書を送付します。

(3) 情報の報告・手数料の納付

介護サービス事業者は、指定情報公表センターから送付された報告書に記入し、自らの介護サービス情報（基本情報及び調査情報）を同センターに報告します。また、報告までに、調査事務手数料及び公表事務手数料を納付します。

(4) 調査の実施

報告されたもののうち調査情報について、指定情報公表センターが、記載漏れを確認して指定調査機関に送付します。

指定調査機関は、日程調整の上、調査員2人を事業所に派遣し、介護サービス事業者から報告された内容について、客観的に事実確認を行います。

(5) 調査結果の報告

指定調査機関は、調査結果を指定情報公表センターに報告します。

(6) 情報の公表

指定情報公表センターは、調査結果に基づき、介護サービス情報をインターネット等により公表します。事業者は、調査結果を所内に掲示するとともに、利用者とのサービス提供の契約の際に提示します。

5 福岡県における実施体制

福岡県では、介護サービス情報の公表制度を円滑かつ効率的に実施していくため、「指定情報公表センター」及び「指定調査機関」を次のとおり指定しています。

(1) 指定情報公表センター（1ヶ所）

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会 <http://www.fsw.or.jp/>

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7

TEL:092-584-3600 FAX:092-584-3605

(2) 指定調査機関（9ヶ所）

ア 株式会社アーバン・マトリックス

〒802-0002 北九州市小倉北区京町一丁目6番24号

TEL:093-522-7551 FAX:093-522-7590

イ 株式会社アトル

〒810-0023 福岡市中央区警固一丁目15番38号

TEL:092-711-2714 FAX:092-711-2782

ウ 株式会社福祉サービス評価機構

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南四丁目2番10号

TEL:092-481-9030 FAX:092-418-1781

エ 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

〒816-0804 春日市原町3丁目1番地7
TEL:092-584-3610 FAX:092-584-3605
オ 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
〒810-0062 福岡市中央区荒戸3丁目3番39号
TEL:092-720-5355 FAX:092-720-5356
カ 特定非営利活動法人北九州シーダブル協会
〒803-0844 北九州市小倉北区真鶴2丁目5番27
TEL:093-582-0294 FAX:093-582-0294

キ 特定非営利活動法人ヘルスアンドライツサポートうりずん
〒822-0026 直方市知古1丁目6番48号
TEL:0949-28-2237 FAX:0949-28-2237
ク 社団法人福岡県社会福祉士会
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-9-12
TEL:092-483-2944 FAX:092-483-3037
ケ 社団法人福岡県介護福祉士会
〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街7-1 シック博多駅前ビル5F
TEL:092-474-7015 FAX:092-436-5234

6 手数料

介護サービス情報の公表の対象となる事業者は、介護サービス事業所ごとに、福岡県保健福祉関係手数料条例で定めている次の手数料を支払う必要があります。

- 対象事業者 60,000 円（内訳 調査事務手数料：48,000 円、公表事務手数料：12,000 円）
- 新規事業者 12,000 円（内訳 公表事務手数料：12,000 円）

7 介護サービス情報の公表

対象事業者から報告された情報については、9月以降、公表する予定です。